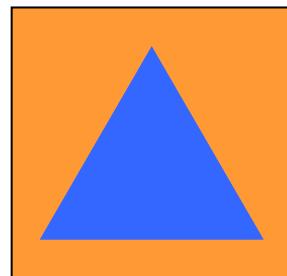


滝川市国民保護計画

武力攻撃や大規模テロ等に備える

国民保護とは、外国からの武力攻撃や大規模テロ等から
国民の生命、身体財産を保護することをいいます



滝 川 市

上記のマークは、民間防衛を行う人を識別するための国際的な特殊標章です。
デザインはオレンジ色地に青の正三角形の図案となっています。

滝川市の国民保護計画

滝川市国民保護計画は、外国からの武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、國の方針に基づき市が、國、道、隣接市町村と連携協力して、迅速・的確に住民の避難や救援を行うことができるよう、あらかじめ定めておくものです。滝川市では、國民保護協議会や市民の皆様の意見などを踏まえ、平成19年2月に滝川市國民保護計画を作成しました。

策定にあたっては、次の点に留意しました。

○地震などの災害対策の仕組みを活用します。

○大規模テロ等への対応を重視する。

計画の主な内容

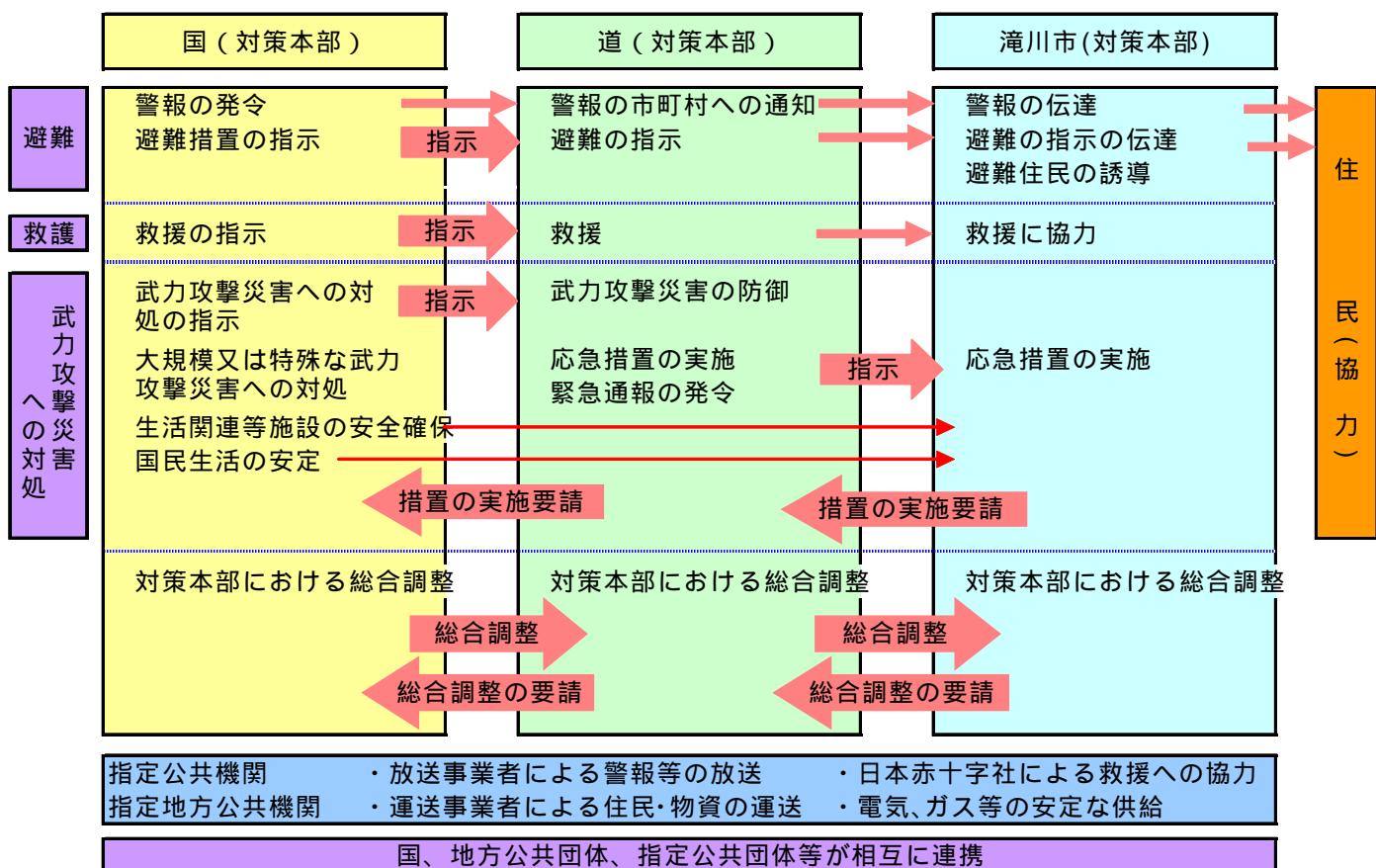
想定する事態	私たちを脅かす武力攻撃や大規模テロ等の事態を想定しました。
平素からの備え	市の組織・体制や避難・救援に必要な備えなどを定めました。
住民の避難と救援	皆さんに安全な場所へ避難していただくため、警報の通知、避難の指示、避難所での救援などの措置を定めました。
被害の最小化	皆さん的生活を支える電気、ガス、水道施設などを守るため、施設の安全確保措置や消火、救助救急活動などを定めました。

想定する事態

攻撃の手段や規模により、次の事態を想定しています。

区分	想定する事態
武力攻撃事態	着上陸侵攻 ゲリラや特殊部隊による攻撃 弾道ミサイル攻撃 航空機による攻撃
緊急対処事態	危険物質を有する施設等への攻撃（ガス貯蔵施設等） 大規模集客施設等への攻撃（駅、列車、劇場等） 大量殺傷による攻撃（炭疽菌、サリン等） 交通機関を破壊の手段とした攻撃等（航空機による自爆テロ等）

國民保護の仕組み



平素からの備えや予防

市は、緊急時に避難や救援などの国民保護措置を実施するため、平素から次のような備えを行います。

組織・体制の整備

職員の参集基準などを定めるとともに24時間即応可能な体制を整備します。

テレビ、ラジオなどを活用して、警報・避難の指示などを迅速・的確に伝える体制をつくります。

避難施設の指定

道が行う避難施設の指定に当たり、必要な情報を提供し避難施設の指定を行います。

物資・資材の備蓄

災害対策用の備蓄を活用します。また、新たに必要となる物資・資材を検討します。

ライフラインや鉄道等の危機管理の強化

警察、消防と協力し、施設管理者による安全確保のための取り組みを促進します。

訓練の実施

広く住民や事業者に参加を呼びかけ、警察、消防などと連携協力し訓練を実施します。

啓発の実施

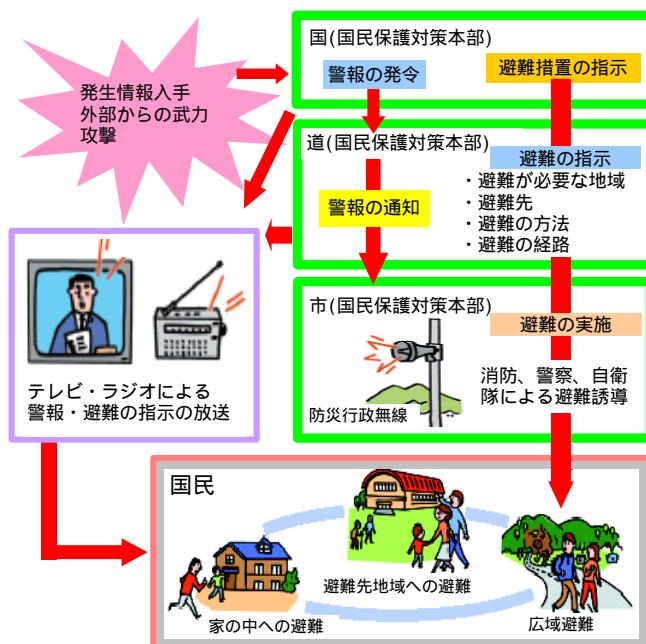
国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるように国民保護に関する啓発を行います。また、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発も行います。

避難と救援の仕組み

市は、「滝川市国民保護対策本部（本部長 市長）」を設置し、国、道、隣接市町村など関係機関と協力して住民の安全確保に努めます。

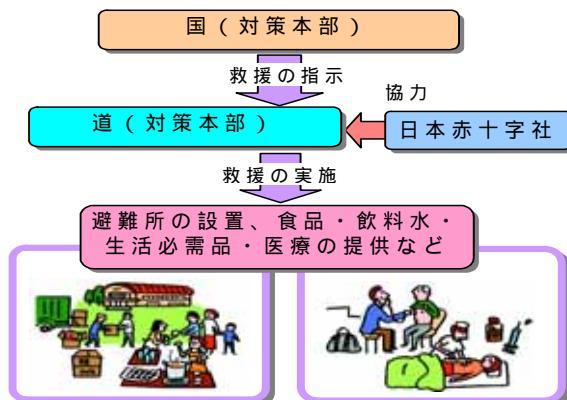
警報の通知、伝達

市は、テレビ、ラジオ等を通じて皆さんに速やかに警報を伝えます。



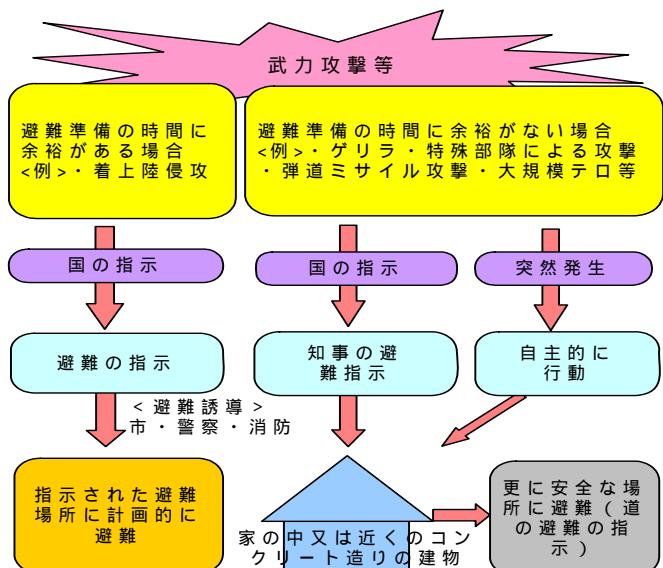
避難住民の救援

市は、道と連携して避難所を設置、食料品や水の供給、健康相談などを行います。



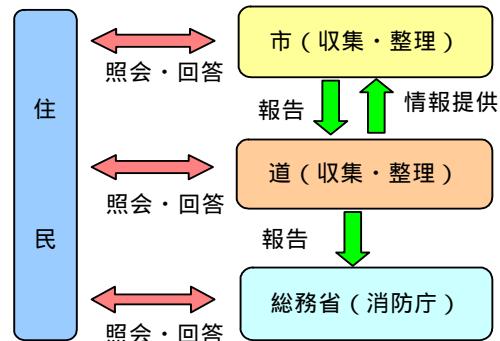
避難の指示

市長は、住民に避難指示を伝達します。指示の内容は、避難準備の時間的余裕により異なります。



高齢者、障がい者など配慮の必要な方々に対しては、優先的な避難、交通手段の確保に努めます。

安否情報の収集と照会に対する回答



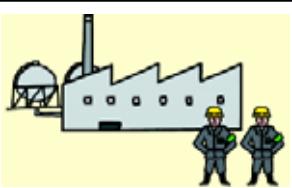
外国人の安否情報は日本赤十字社も収集提供を行います。(市も協力)

武力攻撃に伴う被害の最小化

国、道、市町村、施設管理者などが連携協力して、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために必要な措置を行います。



電気、ガス、水道や鉄道施設等の安全確保、警備強化立入り制限を行います。



危険物、毒物、劇物、高圧ガスなどの取扱所での製造等の禁止・制限などを行います。



警戒区域の設定による区域内への立ち入り制限及び禁止、退去命令を行います。



消火や被害者の救助などの消防活動を行います。

自主防災組織やボランティアに期待されること

阪神・淡路大震災では、自主防災組織やボランティアの役割の重要性が強く認識されました。こうした自主的な防火活動は、武力攻撃による災害が発生した場合においても、同時に期待されています。

○避難住民の誘導への協力
避難用バスへの誘導など



○救援への協力
避難所での救援物資の配布や炊き出しなど



○商家・負傷者の搬送
被災者の救助への協力
負傷者の搬送、応急手当など



○保健衛生の確保への協力
健康相談所の開設支援など



國 民 の 協 力

国民保護措置の実施には、地域の方々の協力が欠かせません。自分自身で身を守る「自助」、地域で助け合う「共助」にご協力ください。

皆さんへのお願い

- ・住民の避難や被災者の救護の援助
- ・消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助
- ・保健衛生の確保に関する措置の援助
- ・避難に関する訓練と日頃からの備えにご協力ください。

国民保護措置への協力は、強制ではなく、自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたるものではありません。

事業者の方々へのお願い

- ・平素から施設の危機管理の強化に努めてください。
- ・警報や避難の指示が出されたら、従業員や施設内の人々への情報伝達、避難誘導をしてください。
- ・突然、屋外で事態が発生した場合は、施設内への緊急避難にご協力ください。

○国民保護の仕組みに関する詳しい情報はホームページで見ることができます。

国民保護ポータルサイト（内閣官房）

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

総務省消防庁ホームページ

<http://www.fdma.go.jp/>

滝川市ホームページ

<http://www.city.takikawa.hokkaido.jp/index.jsp>
の防災情報をご覧ください。

平成19年4月作成

〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号

滝川市 総務部 総務課 防災危機対策室

電話 0125-23-1234 (内線1661)

FAX 0125-23-5775